

## 川島町と東武バスウエスト株式会社の乗合バス運行に関する協定書（案）

川島町（以下、「甲」という。）と東武バスウエスト株式会社（以下、「乙」という。）とは、乙が運行する乗合バスに関し、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

## （事業計画）

第1条 乙は、バスの運行に係る準備、手続き等を行うものとする。

2 事業計画の変更を行う場合は、甲乙協議のうえ、変更するものとする。

## （運行計画）

第2条 乙は、若葉駅東口～八幡団地～川島町役場までの間にて本運行を行なうものとする。

2 乙は、本運行の開始日は、令和3年4月1日とする。

3 本運行における運行時間は原則として別紙1のとおりとする。但し、乙は、甲と協議のうえ、運行時間を変更することができるものとする。

4 本運行の運行日は、平日のみの運行とする。ただし、8月13日から8月16日と12月30日から1月3日の期間は除くものとする。

5 本運行における運賃は乙の定める一般乗合旅客自動車運送事業運送約款によるものとする。

6 乙が本運行において使用する車両は、大型乗合車1台とする。

## （運行期間）

第3条 本運行の期間は、令和4年3月31日までとする。ただし、本協定が第13条により中途解約される場合には、甲乙が別途合意した日までとする。本協定が更新される場合には、乙は、引き続き毎年4月1日から1年間、本運行を行なうものとする。

## （安全運行等）

第4条 乙は、法令に従い安全運行に責任を負う。

2 乙は、自然災害等の不可抗力その他やむを得ない理由により本運行ができない場合は、すみやかに甲と協議し対応するものとする。但し、緊急を要する場合はこの限りでないが、対応結果についてすみやかに甲に報告するものとする。

## （運行補助金）

第5条 甲は、乙が第2条の運行計画に基づき乗合バスを運行し、乗合バスによる運送等収入がその運行経費の総額に達しない場合は、別に甲が定めるところにより、運行経費の総額から運送等収入を控除した額を補助するものとする。

2 年度途中で本協定を解除した場合の運送経費については、当該年度の運行日の日数割で算出するものとする。

3 乙は、毎月10日に前月分の乗降者数および実運賃収入を甲にメールにて報告するものとする。

4 甲および乙は、毎年度末に次年度の運送経費を見直すことができるものとし、双方協議のうえ、次年度の運送経費を決定する。

(運行補助金の支払い)

第6条 運行補助金が生じる場合、乙は、甲に対し、当該年度の運行補助金を翌年度の4月10日までに請求するものとする。甲は、乙の請求に基づき、請求のあった月の翌月末までに乙の指定する銀行口座へ振り込むものとする。

(敷地の利用)

第7条 甲は、乙が本運行を行なう限りにおいて、乙の本運行において使用する車両が川島町役場の敷地内を通行することおよび川島町役場敷地内に乙がバス停留所を設けることを承諾する。

2 前項のバス停留所に乙が設置した設備の維持管理は、乙の責任と費用により行なうものとする。

(乙以外の本運行事業の禁止)

第8条 乙は、本運行を乙以外の第三者に行なわせてはならない。

(損害賠償)

第9条 乙が、本運行中に、甲、バスの利用者および第三者に損害を負わせた場合（甲に起因するものを除き）、乙は、各々に対して、乙の過失責任内で賠償責任を負い、その賠償金および事故処理等に伴う費用を負担する。

(守秘義務)

第10条 甲および乙は、本協定履行上知り得た相手方および利用者の情報を第三者に漏らしてはならない。

(本契約に定めない事項の決定)

第11条 本協定に定めない事項または協定上の解釈に疑義が生じた場合については、その都度甲乙協議のうえ決定する。

(反社会的勢力に関する表明と保証)

第12条 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号を確約する。

- 1 自らまたはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して、反社会的勢力という。）ではないこと。
- 2 本協定の締結が、反社会的勢力の活動を助長し、またはその運営に資するものではないこと。
- 3 甲および乙は、反社会的勢力の排除に厳正に取り組んでおり、双方が相手方による前項の確約に依拠して本協定の締結および履行をするものであることを確認する。
- 4 甲または乙の一方について、第1項の各号に反する事実が判明した場合には、その相手方は、書面で通知を行うことにより何らかの催告も行うことなく、本協定を解除することができる。

(契約の解除)

第13条 甲および乙は、本協定の有効期間中に協定を解除しようとする場合、協定の解除を予定する日の6ヶ月前までに双方協議し、その合意を得なければならない。

(有効期間)

第14条 本協定は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定期間満了の6ヶ月前までに、甲乙のどちらからも書面による別段の意思表示がない場合、本協定は一年間同条件にて更新されるものとし、その後も同様の扱いとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和3年 4月 日

埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1  
甲 川島町  
川島町長 飯島 和夫

東京都墨田区押上一丁目1番2号  
乙 東武バスウエスト株式会社  
取締役社長 金井 応季

若葉駅東口～八幡団地～川島町役場線の運行計画

1. 運行区間

- ①若葉駅東口～八幡団地～川島町役場
- ②八幡団地～川島町役場

2. 営業キロ

- ①12.45km(片道)
- ② 5.56km(片道)

3. 運賃

現金 180円～470円、IC 178円～462円

4. 運行日

平日のみ (8/13～16、12/30～1/3 を除く)

5. 運行時刻および運行回数

①若葉駅東口～八幡団地～川島町役場

若葉駅東口 発	時	川島町役場 発
07	6	53
37	7	
	8	26
	9	
53	10	
	11	
	12	
	13	51
	14	
	15	
44	16	
	17	34
20	18	
	19	10
	20	
	21	
5	回数	5

②八幡団地～川島町役場

八幡団地 発	時	川島町役場 発
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	
55	11	36
41	12	21
27	13	06
	14	
	15	
	16	
	17	
	18	
	19	
	20	
	21	
3	回数	3

以上